

岩手県告示第 47 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 1 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大船渡綾里三陸線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市赤崎町字山口 93 番 1 地先から字大立 10 番 1 地先まで	新	m 117.2~10.0	m 799.0
	旧	105.0~18.0	799.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 一関北上線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市江刺区稲瀬字宝録 260 番地先から 256 番地先まで	新	A m 26.0~18.0	m 109.8
		B 15.0~7.4	116.0
	旧	A 26.0~18.0	109.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 盛岡環状線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡滝沢村滝沢字土沢 9 番 3 地先から 224 番 13 地先まで	新	A m 11.3~10.3	m 115.3
		B 19.5~11.0	125.8
	旧	A 11.3~10.3	115.3

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 鶴飼滝沢線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡滝沢村滝沢字柳沢 298 番 1 地先から 217 番 5 地先まで	新	m 16.8~12.0	m 241.6
	旧	13.2~8.6	241.6

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 456 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市江刺区広瀬字山影 13 番 3 地先から稲瀬字向田 180 番 72 地先まで	新	m 32.5~20.4	m 70.0
	旧	32.5~20.4	70.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで